

2024年11月

2024年G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル会合の成果とAIガバナンス等実務への示唆

2024年10月10日及び11日、イタリア共和国のデータ保護機関によりG7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル会合が開催され、AIに焦点を当てた2種類の声明を含む、8種の成果文書（以下「本件成果文書」といいます。）が作成されました。本件成果文書は、AIガバナンスにおけるデータ保護・プライバシー機関（DPA）の役割のほか、DFFT（信頼性のある自由なデータ流通）、先端技術及び執行協力の3つの柱に関する議論を経て作成されたものであり、カナダのプライバシーコミッショナーオフィスにより開催予定の2025年の次回会合に向け、本件成果文書の一つである行動計画に基づき作業が継続され、進捗及び成果を評価することとされています。

本件成果文書では、G7各国のデータ保護・プライバシー機関（G7 DPA）が重要視する分野・企業が実施すべきベストプラクティス等が示されており、データ保護・プライバシーに関するグローバルコンプライアンス実務において、優先して対応すべき高リスク分野を特定するとともに、これに対するベストプラクティスのあり方に示唆を与えるため、実務上も参照価値が高いものです。

本ニュースレターにおいては、本件成果文書の内容を要約するとともに、データ保護・プライバシーに関するグローバルコンプライアンス実務への示唆（特に、高リスク分野、並びにAI分野及び子ども分野等のベストプラクティス、グローバルCBPR認証等）について解説します。

G7が目指すグローバルな展望を把握することで、グローバルコンプライアンス実務の合理化に向けた道筋が見えます。

個人情報の越境移転を含む個人情報の利活用が活性化され、プライバシーをはじめとする個人の権利利益に対するリスクを高める結果となりました。このような変化から、データ保護・プライバシーが国際的な緊急の課題となり、EUのデータ保護規則（以下「EU GDPR」といいます。）をはじめとして、各国によるデータ保護・プライバシー法の整備が進められました。2021年時点で、既に、71%以上の国がデータ保護・プライバシー法を整備しており、その他の国においても、順次、同法整備が進められています。

このような背景の下、2024年10月10日及び11日、イタリア共和国のデータ保護機関 Garante per la protezione dei dati personali により、「データの時代のプライバシー」について議論することを目的として、第4回目となるG7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル会合（以下「本件会合」といいます。）が開催され、日本の個人情報保護委員会（以下「個情委」といいます。）及びEU GDPRの運用指針（ガイドライン）の発行等を職務とする欧州データ保護会議（EDPB）を含む、G7各国のデータ保護・プライバシー機関（以下「G7 DPA」といいます。）が参加しました。本件会合では、AIガバナンスにおけるデータ保護・プライバシー機関（以下「DPA」といいます。）の役割のほか、2023年に個情委により東京で開催された第3回G7 DPAラウンドテーブル会合（以下「2023年東京会合」といいます。）の議論を引き継ぎ、信頼性のある自由なデータ流通（Data Free Flow with Trust、以下「DFFT」といいます。）、先端技術及び執行協力の3つの柱に基づき設立された各種作業部会における成果等といった、データ保護・プライバシーを取り巻く国際的な課題やこれに対する具体的な方策等について議論が行われ、かかる議論の成果文書として、8種の本件成果文書が作成されたところです。

本ニュースレターでは、本件成果文書を解説するとともに（後記2）、データ保護・プライバシーに関する

## 1. はじめに

AIをはじめとする先端技術の登場・発展は、経済・社会活動のグローバル化をさらに拡大・加速させ、経済的・社会的利益の増大に繋がる一方で、これに伴い、

【執筆者】 [弁護士 生田美弥子](#)

【執筆者】 [弁護士 若井 大輔](#)

【執筆者】 [弁護士 藤原 成和](#)

本ニュースレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本ニュースレターの發送中止のご希望、ご住所、ご連絡先の変更のお届け、又は本ニュースレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

北浜法律事務所・外国法共同事業 ニュースレター係

(TEL: 06-6202-1088 E-mail: [newsletter@kitahama.or.jp](mailto:newsletter@kitahama.or.jp))

【大阪】北浜法律事務所・外国法共同事業

〒541-0041 大阪市中央区北浜 1-8-16 大阪証券取引所ビル  
TEL 06-6202-1088(代)/FAX 06-6202-1080

【東京】弁護士法人北浜法律事務所東京事務所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-7-12 サビアタワー  
TEL 03-5219-5151(代)/FAX 03-5219-5155

【福岡】弁護士法人北浜法律事務所福岡事務所

〒812-0018 福岡市博多区住吉 1-2-25  
キャナルシティ・ビジネスセンタービル 4F  
TEL 092-263-9990/FAX 092-263-9991

<http://www.kitahama.or.jp>

るグローバルコンプライアンス実務に対する示唆（後記3）について解説します。

## 2. 本件成果文書の内容

### (1) 構成

本件成果文書には、コミュニケ（共同声明）、2025年までの行動計画及びAIに焦点を当てた2種類の声明を含む、下表記載の合計8種の文書が含まれます。

| No.  | 名称   | テーマ         |
|------|--|-------------|
| i    | コミュニケ <sup>ii</sup>  | 共通          |
| ii   | 行動計画 <sup>iii</sup>  |             |
| iii  | 信頼できるAIの促進におけるデータ保護機関の役割に関する声明 <sup>iv</sup>   | AI<br>ガバナンス |
| iv   | EU CBPR 認証と、グローバル越境プライバシールール（CBPR）システムのコア要素の比較分析 <sup>v</sup>                                  | DFFT        |
| v    | 合成データに関するユースケース <sup>vi</sup>  | 先端技術        |
| vi   | 匿名化、仮名化及び非識別化の概念に関する専門用語ペーパー（国家をまたぐ視点での識別可能性の低減：G7における匿名化、仮名化及び非識別化の法令及び政策上の定義） <sup>vii</sup> |             |
| vii  | AIと子どもに関する声明 <sup>viii</sup>   |             |
| viii | 執行協力の促進 <sup>ix</sup>  | 執行協力        |

以下では、3つの柱に沿って、本件会合における議論を概観するとともに（後記（2）ないし（4））、AIに焦点を当てた2種類の文書（「信頼できるAIの促進におけるデータ保護機関の役割に関する声明」及び「AIと子どもに関する声明」）の概要を紹介し（後記（5））。

### (2) 第1の柱（DFFT）

#### ア 背景

前述のとおり、各国でデータ保護・プライバシー法の整備が進められると同時に、個人情報の越境移転のためのメカニズム（以下「越境移転ツール」といいます。）として、いわゆるホワイトリスト方式の枠組み（個人情報の保護に関する法律（以下「個情法」といいます。）上の国指定及びGDPR上の十分性認定等）のほか、企業が自由に利用可能なメカニズムとして、(i)モデル契約（GDPRの標準データ条項（SCC）等）及び(ii)認証（後述のグローバルCBPR等）といった枠組みの整備が進められました。

一方で、このように、各国により、多数の越境移転ツールを含む、データ保護・プライバシー法の整備が進められたことは、企業にとっては、これらの対応（コンプラ

イアンス）に要するコスト増大を意味し得るものです。このような背景から、データ保護・プライバシーに関するグローバルコンプライアンス体制構築によるコストの合理化が実務上の課題となっており、グローバルでのプライバシーポリシーの一体化（グローバルプライバシーポリシー）の策定といった敬意を表すべき具体的試み<sup>x</sup>も見られるところです。

このような国境を越えた課題・問題意識からか、2024年3月15日のG7産業・技術・デジタル閣僚宣言でも、「信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）を具体化すること、及び、将来の相互運用性を促進するため、DFFTを可能にする既存の規制アプローチと手段の間の共通性、補完性及び収斂の要素を構築する」ことへのコミットメントが再確認されており<sup>xi</sup>、現在も、世界的な議論が進められているところです。

本件会合においても、このような課題について議論されました。

#### イ 本件会合における議論

まず、「経済及び社会活動のグローバル化と関連付いたデータの越境移転から生じ得る利益に対する国際社会及び利害関係者の関心の高まり」（コミュニケ第11項）が生じていること、個人情報の越境移転において「「信頼性」が不可欠な要素であること…（そのための）移転メカニズムは、データが安全かつ自由に移転されるための不可欠な条件であること」が確認されています（同項）。そして、今後の行動計画として、「将来的な移転ツールの相互運用性を可能な場合には促進し、高水準のデータ保護の実現及びDFFTを促進するために、取れんし得る要素に向けた取組を継続する」（行動計画第4項）とされています。これらの取組みは今後のコンプライアンスコストの軽減にも大きな意味があるものといえます。

その上で、(i)モデル契約の枠組みに関しては、「データ移転のために世界的に最も使用されているツールの一つであることを認識し、東京で採択されたG7行動計画で決定されたように、これらのツールの協調と取れんのための対話をさらに促進する」（コミュニケ第15項）とされています。そして、「モデル契約条項及びこの移転ツールが世界的に（*globally*）取れんし得る要素及び相互運用性を構築する可能性についての作業部会の焦点を強化するため、G7法域内の動向に引き続き注意を払う（下線部筆者）」（行動計画第7項）ことが行動計画に定められています。SCCをはじめとする各国モデル契約の締結・管理コストが実務的な課題となっている中で、個情委は、グローバルなモデル契約条項の導入を目指し、段階を踏みながらグローバル規模での相互運用性の実現に向けて取り組んでいくとし<sup>xii</sup>、現在も、欧州評議会（CoE）及び

シンガポールとの意見交換や、共同調査に向けての協議を進めており、今後も、その活躍が期待されます。

また、(ii)認証の枠組みに関して、「高水準のデータ保護を実現し、DFFT を促進するための移転ツールの将来的な相互運用性の促進のために、収れんし得る要素を見出すための作業に取り組む」(コミュニケ第 14 項)ことを目的として、英国の情報コミッショナーオフィス(ICO)、フランス共和国のデータ保護機関(CNIL)及びドイツ連邦共和国のデータ保護・情報自由監察官(BfDI)が共同議長を務める作業部会において、EU GDPR 認証と、グローバル越境プライバシールール(CBPR)システムのコア要素の比較分析が実施されています。CBPR とは、認証機関が所定の個人情報保護要件への適合性を認証することで、当該事業者の個人情報の取扱いが信頼に値することを国際的に認証する制度であり、もともと、APEC の取組として実施されてきましたが、APEC の枠組みにとらわれず、世界中からの参加を可能とすること等を目的として、2022 年 4 月にグローバル CBPR フォーラムの設立に係る宣言が公表され<sup>xiii</sup>、その後、2024 年 4 月には、ポリシー、ルール及びガイドライン、並びにプログラム要件等の各種文書が公表されました<sup>xiv</sup>。2023 年 6 月には、EU から離脱した英国が準会員として参加し<sup>xv</sup>、その後も、2024 年 8 月、モーリシャス、ドバイ国際金融センター及びバミューダが準会員として参加する<sup>xvi</sup>等、既に世界的な展開が見られ、稼働後の認証基準の充実等を含め、同枠組みのグローバル化に向けた今後の展開が期待されます。本比較検討の結果、EU GDPR 認証とグローバル CBPR システムの間に、適法性、目的の限定、データ処理の安全性及び透明性といった主たる原則の類似性が確認される一方で、執行可能性及び法的救済等に顕著な相違があることが確認されています。EU 及び EU と極めて類似するデータ保護法を有する英国も参加する本件会合において、相互運用性の促進に向け、グローバル CBPR システムと EU GDPR 認証の比較検討が実施された意義は小さくないと思われ、行動計画では、「移転ツールにおける更なる協力作業を特定したこの分析を基に、特にその収れんと相互運用可能性に関するグローバルな対話に貢献するために考えられる機会と課題を検討する」(行動計画第 6 項)とされています。

### (3) 第 2 の柱(先端技術)

英国情報コミッショナーオフィス(ICO)主導で、プライバシー強化技術(PETs)の一つである合成データに関する仮想のユースケースに関するケーススタディが作成・公表されたほか、匿名化(anonymisation)、仮名化(pseudonymisation)及び非識別化(de-identification)の概念に関する専門用語ペーパーが作成・公表されており、

G7 各国法制の概要を把握するため、実務上も参照価値が高いといえます。

また、後記(5)ウで詳述するように、本件会合で特に焦点が当てられた AI に関して、「子どもの脆弱性」(コミュニケ第 22 項)に着目し、そのプライバシーの保護について議論され、「子どもに関連する AI 技術の開発と使用から生じるプライバシー及びデータ保護のリスクの例を特定し、この文脈において子どものプライバシーを保護するための行動をとるよう関係者に呼びかける」(コミュニケ第 23 項)ことを目的として、AI と子どもに関する声明が公表されています。

### (4) 第 3 の柱(執行協力)

データの越境移転の増加・拡大に伴い、DPA 間の執行協力が極めて重要となっていることが確認され(コミュニケ第 24 項)、このような執行協力の促進のため、「対話と情報共有の強化」(コミュニケ第 25 項)、「適切な場合には、G7 間及び他の DPA との間の双方で、具体的な二国間又は多国間の協調執行活動に関与することを模索する」(同項)こと、執行のベストプラクティスの共有が実施されたとのこと(コミュニケ第 26 項)。

上記の議論を踏まえ、本件成果文書の 1 つである「執行協力の促進」が作成・公表されており、その中で、以下のとおり、G7 DPA にとっての執行優先分野が示されている点が注目されます。

| 重要分野       | 例                              |
|------------|--------------------------------|
| AI/先端技術    | 顔識別技術、音声録音、生成 AI、仮想通貨、スマートカメラ等 |
| 子どものプライバシー | オンラインゲーム、広告、SNS、年齢管理メカニズム等     |
| 地理位置情報データ  | GPS モニタリング、地理位置情報データの販売等       |
| 健康プライバシー   | 広告目的利用、保険等                     |
| セキュリティ     | データ侵害等                         |
| オンライン広告    | 再行動ターゲティング、クッキー等               |

また、行動計画において、今後、「G7 の『執行協力の促進』ナラティブを活用し、G7 DPA 間で具体的な二国間又は多国間の執行協力に関与する機会を特定し、また、世界的に重要なデータ保護とプライバシーの問題に関連して、情報を共有し、共同又は協調的執行活動を実施する」(行動計画第 26 項)としている点も注目されます。

なお、本件成果文書においては、個情委が、米国の連邦取引委員会(FTC)とともに、執行協力作業部会の共同議長を務めたことが明らかにされています(コミュニケ第 26 項)。個情委が開催した 2023 年東京会合では、情報提供依頼書(RFI)フォーマットが採択されていますが、

個人情報委員会は、近年、G7 を含む各国 DPA と同様、2023 年 6 月 1 日、OpenAI, L.L.C 及び OpenAI OpCo, LLC に対する個人情報法に基づく注意喚起を行ったほか<sup>xvii</sup>、2023 年 10 月 17 日には、執行協力強化のため、英国 ICO との間で個人情報保護に関する協力覚書 (MoC) を締結する<sup>xviii</sup>等、外国 DPA との協力関係を強化している点にも留意が必要です。

(5) AI  
ア 背景

各国・地域では、EU AI 法、米国の AI の安全性に関する大統領令及び欧州評議会の AI 条約といった法的規制の導入が見られ、日本国内でも、AI 事業者ガイドライン (第 1.0 版) の策定をはじめ、AI に関するルール作りが進められているところです。さらに、各国・地域の枠を超え、広島 AI プロセスを始めとした国際的な議論が進められています。2024 年 10 月 15 日にも、G7 デジタル・技術大臣会合において、広島 AI プロセスの成果の前進について議論が行われています<sup>xix</sup>。

このような中、G7 DPA は、AI に関する 2 つの声明を公表しました。

イ 信頼できる AI の促進におけるデータ保護機関の役割に関する声明

信頼できる AI の促進におけるデータ保護機関の役割に関する声明 (以下「AI 声明」といいます。) は、2023 年東京会合で採択された生成 AI に関する声明<sup>xx</sup> (以下「2023 年生成 AI 声明」といいます。) に続く声明と位置付けられています (コミュニケーション第 6 項)。

まず、「生成 AI を含む多くの AI 技術は、個人データの処理に基づいており、それぞれの個人データを直接処理してなくても、自然人が不公平にステレオタイプ化され、偏見及び差別の対象となる可能性があることを我々は強調する。これはひいては、ディープフェイクや偽情報によって、より大きな社会的プロセスに影響を及ぼす可能性がある。その結果、データ保護及びプライバシーの権利を守る必要性は、これまで以上に重要になっている」 (AI 声明第 6 項) として、現行のプライバシー及びデータ保護法が生成 AI 製品の開発や利用に適用されることを確認しています (AI 声明第 7 項)。

その上で、「公平性、説明責任、透明性及び安全性」といった「多くのデータ保護の包括的原則は、より広範な AI ガバナンスの枠組みに転用することができる」 (AI 声明第 18 項) ことを認識するよう (企業等に対して) 求めるとともに、AI に対する監督・執行を行う積極的な意思を示しています (同項)。

ウ AI と子どもに関する声明

AI と子どもに関する声明では、「現在の子どもの世代『ジェネレーション α』は、AI の影響を強く受けた世界で育つ最初の世代となる。AI 主導の製品との直接的交流を通じてであれ、自動化されたシステムによる意思決定を通じてであれ、AI は若者に大きな影響を与えるだろう。AI が子どもたちに与える影響を考慮すると、AI の使用及び開発に関する子ども中心への懸念に特に注意を払うことが重要である。このようなアプローチは、全ての AI 関係者によって検討されるべきである」 (AI と子どもに関する声明第 4 項) とした上で、「我々は、AI のようなデジタル技術が子どもや若者にもたらす有意な機会を認める一方で、これらの技術に関して子どもや若者は脆弱であるため、データ保護、プライバシーの権利及び自由に対するそれらの影響の可能性の程度を注意深く監視しなければならないと考える。このような脆弱性は、特に、デジタルプライバシーに対する理解の浅さ、子どもたちの発達段階、及び彼ら・彼女らの限られた人生経験を原因とするものである」 (AI と子どもに関する声明第 5 項) 、「DPA は、子どもや若者のプライバシー及びデータ保護の権利に、その業務において特別な注意を払う」 (AI と子どもに関する声明第 6 項) としています。

その上で、現在及び潜在的な将来のリスクに注意を払うことを (企業等に対して) 求め、以下のとおり、特に注意を払うべき関連領域を特定するとともに (AI と子どもに関する声明第 7 項)、「子ども及び若者がこの革命的技術の多くの機会を世界規模で安全に活用できる、信頼性のある子どもに適した AI への道筋の開発を促す」 (AI と子どもに関する声明第 8 項) し、AI システムの開発者等に対しては、「子ども及び若者が AI 技術を安全に使用できるよう、年齢に応じた具体的な対策を講じる必要性」 (AI と子どもに関する声明第 9 項) に言及しています。

| 特に注意を払うべき関連領域 |   |
|---------------|---|
| AI ベースの意思決定   | AI システムの複雑性及びデータ処理の透明性の低さ、並びに、子ども及びその保護者に異議申立て方法を知るための十分な情報が提供されないことにより、最終的に、意図しない差別的バイアスに繋がる可能性がある。  |
| 操作及び欺瞞        | 以下のようなツール・アプリケーションは、自身の利益に反する可能性のある行動等、通常であれば取らない行動に誘導される可能性があり、特に子どもはそのリスクに脆弱である可能性がある。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>✓ AI 搭載のおもちゃ・仲間</li> <li>✓ ディープフェイク (性的画像等)</li> </ul> |

|                      |   |
|----------------------|---|
| AI モデルの訓練            | AIモデル及びアルゴリズムの訓練は、AI ツールの有効性及び信頼性に重要な役割を果たし、その全体のライフサイクルに大きな影響を及ぼすため、子どもの個人データの収集及び使用は、そのプライバシー権を侵害する可能性がある。  |
| AI システムの開発者等が講じるべき対策 |   |
| 通知                   | 子どもを直接的なターゲットとしている場合、あるいは、子どもがアクセスする可能性が高い場合には、特に、上記の懸念を考慮して、プライバシー・バイ・デザインの原則に基づき、AI 技術について通知すること。   |
| リスク軽減                | オンライン中毒、操作又は差別リスクを適切に軽減すること。  |
| 商業的搾取からの保護           | 商業目的で子どもをターゲットにすること、プロフィールを行うこと等から、子どもを保護すること。  |
| 子どもの最善の利益のための設計      | 子どもに関する訓練データの収集及び使用、並びにモデルからの（不）適切な出力に関連して、制約を導入及び文書化すること等、子どもの利益を支援する方法で、AI モデルを設計すること。  |
| プライバシー影響評価           | 子どものための安全な AI ベース技術の開発を「設計上及び初期設定により」可能にするため、プライバシー影響評価を通じて、想定されるリスクの文書化された分析を組み込むこと。この文脈で、子ども向けに特別に設計された AI ツールを展開することを目的として、サービスの差別化戦略の一つとして検討すること。 |
| 透明性原則の尊重             | アルゴリズムが特定の結果を導くまでの追跡可能性と説明可能性を目的とした透明性の高いモデルを採用すること、また、組み込まれた安全管理措置の明確な証拠を示すこと。   |

そして、改めて、DPA が、継続的な監督及び執行活動を含む、「子どもに関連する AI の使用に関する潜在的なリスクを特定する上で主導的役割を果たさなければなら」（AI と子どもに関する声明第 10 項）ないとしています。

なお、個人情報も、いわゆる 3 年ごと見直しに係る検討の中間整理における個別検討事項として、「子どもの個人情報等に関する規律の在り方」を挙げ<sup>xxi</sup>、また、大手学習塾に勤務する教師が、その在校児童の個人データを SNS アカウントに掲載して漏えいさせた事案について、個人情報法に基づく対応をあえて公表していること<sup>xxii</sup>からも、個人情報も、子どものプライバシーを再重要分野の 1 つと捉えていると整理するのが自然と思われます。

#### （6）2025 年に向けて

上記の議論等を踏まえ、今後、カナダのプライバシーコミッショナーオフィス（OPC）による開催が予定されている 2025 年の G7 DPA ラウンドテーブルにおいて、行動計画の進捗及び成果を評価することとされています（行動計画第 33 項）。

### 3. 実務への示唆

#### （1）はじめに

国境を越えてビジネスを展開する企業にとって、既に、データ保護・プライバシーに関する日本国内の動向に注視・対応するのみならず、他国による法整備状況・執行例といった国際動向にも注視・対応する実務が一般化されています。しかしながら、極めて限定されたリソースの中で、このような国際的なコンプライアンス体制を構築していかざるを得ない状況に苦しむ企業も少なくはなく、いかに効率的に体制構築を進めていくのかが大きな課題となっています。

このような課題に対する実践的な対応としては、リスクの程度に応じた適切な措置を講じる、いわゆるリスクベースアプローチの発想を取り入れるとともに、高リスク分野では、必要に応じて、ベストプラクティスを採用していくという戦略が合理的といえるでしょう。

本件成果文書は、法的な拘束力を有するわけではないものの、G7 として対外的に示されたコミットメントである以上、これを個人情報法を含む G7 DPA は遵守することが期待されます（個人情報法第 173 条参照）。したがって、本件成果文書は、個人情報法による今後の活動においても、一定の意義を有すると思われる、企業に対し、優先して対応すべき高リスク分野を特定するとともに、ベストプラクティスのあり方に示唆を与えるという意味で、参照価値の高い文書といえます。

そこで、以下、本件成果文書において示唆されている高リスク分野（後記（2）以下）と、その代表的な AI 分野及び子ども分野において、企業が講じ得るベストプラクティスについて解説します（後記（3）以下）。

#### （2）高リスク分野

本件成果文書によれば、概要、以下の分野等が、高リスク分野となるものと整理できます。

| 高リスク分野     | 例  |
|------------|--|
| AI/先端技術    | 顔識別技術、音声録音、生成 AI、仮想通貨、スマートカメラ等   |
| 子どものプライバシー | オンラインゲーム、広告、SNS、年齢管理メカニズム等   |
| 交錯分野       | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ AI ベースの意思決定</li> <li>➤ 操作及び欺瞞</li> <li>✓ AI 搭載のおもちゃ・仲間</li> <li>✓ ディープフェイク</li> </ul> |

|           |                          |
|-----------|--------------------------|
|           | ➤ AIモデルの訓練               |
| 地理位置情報データ | GPS モニタリング、地理位置情報データの販売等 |
| 健康プライバシー  | 広告目的利用、保険等               |
| セキュリティ    | データ侵害等                   |
| オンライン広告   | 再行動ターゲティング、クッキー等         |

### (3) AI分野及び子ども分野のベストプラクティス

本件成果文書では、特に、AI分野及び子ども分野が単独あるいは複合的に絡む分野が高リスクである旨の見解が繰り返し示されています。

AI分野に対するベストプラクティスとしては、成果文書で示された、前記2(5)ウの表「AIシステムの開発者等が講じるべき対策」記載の対応に加え、2023年生成AI声明で示されている以下の対応を行うことが考えられます。これらのプライバシー・データ保護法を想定した対応が、結果的に、現在又は将来的なAI規制遵守に直接又は間接的に繋がり得ると言えます。

|           |   |
|-----------|---|
| 主要原則の遵守   | データ最小化原則、データ内容、目的明確化、利用制限、安全保護措置、透明性、個人データの収集及び利用について情報の提供を受ける権利を含むデータ主体の権利、並びに、説明責任等、国際的に遵守されているデータ保護・プライバシーの主要原則を遵守すること |
| DPAとの事前協議 | AI製品等に関して、必要に応じて、DPAとの間で緊密なコミュニケーションを図ること   |

### (4) グローバル CBPR 認証取得

<sup>i</sup> UN trade & development, *Data Protection and Privacy Legislation Worldwide*, Dec. 14, 2021, available at <https://unctad.org/page/data-protection-and-privacy-legislation-worldwide>

<sup>ii</sup> G7 Data Protection and Privacy Authorities, *G7 DPAs' Communiqué Privacy in the age of data*, Oct 11, 2024, available at <https://www.garantepriacy.it/web/guest/home/docweb/-/docweb-display/docweb/10063225>.

仮訳：個人情報保護委員会「令和6年10月「第4回G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル」」(2024年11月6日)

(<https://www.ppc.go.jp/enforcement/cooperation/international-conference/g7-roundtable-202410/>, 2024年11月15日最終閲覧)

<sup>iii</sup> G7 Data Protection and Privacy Authorities, *G7 DPAs' Action Plan*, Oct 11, 2024, available at <https://www.garantepriacy.it/web/guest/home/docweb/-/docweb-display/docweb/10063206>.

仮訳：個人情報保護委員会「令和6年10月「第4回G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル」」(2024年11月6日)

(<https://www.ppc.go.jp/enforcement/cooperation/international-conference/g7-roundtable-202410/>, 2024年11月15日最終閲覧)

<sup>iv</sup> G7 Data Protection and Privacy Authorities, *Statement on the Role of Data Protection Authorities in Fostering Trustworthy AI*, Oct 11, 2024, available at <https://www.garantepriacy.it/web/guest/home/docweb/-/docweb-display/docweb/10063176>.

日本におけるCBPR認証事業者は多くはありませんが、CBPR認証取得は、個情法上、外国にある第三者に対する提供制限規制の適法化根拠となること、また、Apple Inc. やIBMといった世界的なグローバル企業がCBPR認証を取得しているため、高水準のプライバシー保護を講じている旨を対外的にアピールできること、また、グローバルCBPRの正式稼働や今後の展開に期待して、CBPR認証取得を検討することも考えられます。

### (5) 合成データ等のPETsの活用

PETsの法的位置付けは明らかではありませんが、G7各国がPETsによるリスク低減に関心を向けていることは明らかといえるでしょう。

したがって、ベストプラクティスとしては、中長期的観点から、合成データ等のPETs活用に向けた検討を進めることも有益といえます。

### 4. 今後のグローバルな展開と企業の対応

以上解説したとおり、本件成果文書は、国境を超えて活動を行う企業にとって、データ保護・プライバシーに関するグローバルコンプライアンス体制構築を進めるにあたって、実務上、重要な指針となり得るものです。

既に、データ保護・プライバシーの分野では、日本の動向のみならず、外国による立法・執行といった国際動向に注視することが必要不可欠なものになっているといいますが、グローバル規模での体制構築によるコストの省力化、これによる個人情報取扱いに対する信頼性向上による企業ブランド獲得・製品及びサービスの訴求力向上のためにも、各国・地域単位の動向を超えた、いわばマクロの視点、すなわち、多国間のグローバル規模での動向・展望についても知見を深めることが必要です。

[/docweb-display/docweb/10063176](https://www.garantepriacy.it/web/guest/home/docweb/-/docweb-display/docweb/10063176).

仮訳：個人情報保護委員会「令和6年10月「第4回G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル」」(2024年11月6日)

(<https://www.ppc.go.jp/enforcement/cooperation/international-conference/g7-roundtable-202410/>, 2024年11月15日最終閲覧)

<sup>v</sup> G7 Data Protection and Privacy Authorities, *Comparative analysis of core elements of GDPR certification as a tool for transfers and the Global CBPR System*, Oct 11, 2024, available at <https://www.garantepriacy.it/web/guest/home/docweb/-/docweb-display/docweb/10063165>

<sup>vi</sup> G7 Data Protection and Privacy Authorities, *G7 DPAs' Emerging Technologies Working Group use case study on privacy enhancing technologies n.d.*, available at <https://ico.org.uk/for-organisations/uk-gdpr-guidance-and-resources/data-sharing/privacy-enhancing-technologies/case-studies/g7-dpas-emerging-technologies-working-group-use-case-study-on-privacy-enhancing-technologies/>

<sup>vii</sup> G7 Data Protection and Privacy Authorities, *Reducing identifiability in cross-national perspective*, Oct 11, 2024, available at <https://www.garantepriacy.it/web/guest/home/docweb/-/docweb-display/docweb/10063191>

<sup>viii</sup> G7 Data Protection and Privacy Authorities, *Statement on AI and*



- Children*, Oct 11, 2024, available at <https://www.garanteprivacy.it/web/guest/home/docweb/-/docweb-display/docweb/10063251>
- ix G7 Data Protection and Privacy Authorities, *Promoting Enforcement Cooperation*, Oct 11, 2024, available at <https://www.garanteprivacy.it/web/guest/home/docweb/-/docweb-display/docweb/10063240>
- x 石川智也=津田麻紀子「個人情報保護体制グローバル化の設計図(3)～(5)」*Business Law Journal* 150号56-63頁, 151号76-81頁, 152号75-81頁
- xi デジタル庁「G7 産業・技術・デジタル大臣会合の開催結果」(2024年3月26日) (<https://www.digital.go.jp/news/fb5e5973-1eb0-43c8-90c1-543533b2d496>, 2024年11月15日最終閲覧)
- xii 個人情報保護委員会「個人情報保護委員会の国際戦略」(2024年3月27日) ([https://www.ppc.go.jp/files/pdf/kokusai\\_senryaku\\_r6.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/kokusai_senryaku_r6.pdf))
- xiii 経済産業省「グローバル越境プライバシールール(CBPR)フォーラム設立に向けた宣言をすることに合意しました」(2022年4月21日) (<https://www.meti.go.jp/press/2022/04/20220421001/20220421001.html>, 2024年11月15日最終閲覧)
- xiv Global Cross-Border Privacy Rules Forum, *Global CBPR Forum Announces the Establishment of the Global CBPR and Global PRP Systems and Welcomes New Global CAPE Participants*, Apr 30, 2024, available at <https://www.globalcbpr.org/global-cbpr-forum-announces-the-establishment-of-the-global-cbpr-and-global-prp-systems-and-welcomes-new-global-cape-participants/>
- xv Global Cross-Border Privacy Rules Forum, *The Forum Welcomes the UK as an Associate*, Jul 6, 2023, available at <https://www.globalcbpr.org/the-forum-welcomes-the-uk-as-an-associate/>
- xvi Global Cross-Border Privacy Rules Forum, *The Forum Welcomes Mauritius, the Dubai International Financial Centre, and Bermuda as Associates*, Aug 26, 2024, available at <https://www.globalcbpr.org/the-forum-welcomes-mauritius-the-dubai-international-financial-centre-and-bermuda-as-associates/>
- xvii 個人情報保護委員会「OpenAIに対する注意喚起の概要」(2023年6月2日) ([https://www.ppc.go.jp/files/pdf/230602\\_alert\\_AI\\_utilize.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/230602_alert_AI_utilize.pdf))
- xviii 個人情報保護委員会「英国データ保護機関(ICO)との個人情報保護に関する協力覚書」(2023年10月18日) ([https://www.ppc.go.jp/enforcement/cooperation/cooperation/co\\_moc/](https://www.ppc.go.jp/enforcement/cooperation/cooperation/co_moc/), 2024年11月15日最終閲覧)
- xix 総務省「G7 デジタル・技術大臣会合の開催結果」(2024年10月16日) ([https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01tsushin06\\_02000302.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin06_02000302.html), 2024年11月15日最終閲覧)
- xx 個人情報保護委員会「G7 データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル会合 生成AIに関する声明(仮訳)」(2023年6月21日) ([https://www.ppc.go.jp/files/pdf/G7roundtable\\_202306\\_statemnt\\_jp.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/G7roundtable_202306_statemnt_jp.pdf))
- xxi 個人情報保護委員会「個人情報保護法いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」(2024年6月27日) ([https://www.ppc.go.jp/files/pdf/240626\\_shiryou-1syuuseigo.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/240626_shiryou-1syuuseigo.pdf))
- xxii 個人情報保護委員会「株式会社四谷大塚に対する個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応について」(2024年2月29日) ([https://www.ppc.go.jp/news/press/2023/240229\\_houdou/](https://www.ppc.go.jp/news/press/2023/240229_houdou/), 2024年11月15日最終閲覧)